

訪問介護・介護予防日常生活支援総合事業 利用契約書

〇〇〇〇様（以下「利用者」といいます。）と株式会社チモンド（以下「事業者」といいます。）は、事業者が運営する訪問介護事業所チモンドケアにおいて提供する訪問介護（以下「サービス」といいます。）の利用等について、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護及び介護予防をすることを目的とし、サービスを提供します。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結日から利用者の要支援認定又は要介護認定の有効期間が満了する日までとします。ただし、契約期間満了日前に利用者が要支援又は要介護状態区分の変更の認定を受け、認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

2 契約期間満了日の10日前までに、利用者から契約を更新しない旨の申し出がない場合には、この契約は同一の内容で自動更新されます。第1項のただし書きは、更新後の契約についても適用されます。

（訪問介護計画の作成）

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した訪問介護計画を作成します。

2 訪問介護計画の作成に当たって、事業者はその内容を利用者に説明し同意を得た上で、交付します。

（提供するサービスの内容及びその変更）

第4条 事業者が提供するサービスの内容は、「重要事項説明書」に定めるとおりです。

2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更が居宅サービス計画の範囲内であって、契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

3 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、速やかに担当の介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。

4 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

(利用料等の支払い)

第5条 利用者からお支払いいただく利用料及びその他の費用等は、「重要事項説明書」に記載のとおりです。

- 2 事業者は、利用月ごとに利用料等を計算し、利用月の翌々月15日までに利用者に請求します。
- 3 利用者は、1ヶ月の利用料等の合計額を、利用月の翌々月末日までに、現金又は口座引落にて事業者に支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

(利用料等の変更)

第6条 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正や経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由等により、利用料等の変更の必要が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用料等を請求することができるものとします。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、書面にてこの契約を解約することができます。

(利用料等の滞納)

第7条 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用料等を2ヶ月以上滞納した場合は、事業者は、利用者に対し、10日以上の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解約する旨の催告をすることができます。

- 2 事業者は、前項の催告をした場合には、利用者の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と利用者の日常生活を維持する見地から、必要な協議を行うものとします。
- 3 事業者は、前項の協議を行った上で、利用者が第1項の期限までに滞納額の支払いをしなかったときは、文書で通知することにより契約を解約することができます。
- 4 事業者は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはできません。

(利用者の解約権)

第8条 利用者は、事業者に対して7日以上の予告期間をおいて通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院等や

むを得ない事情がある場合は、予告期間が7日以内の通知でもこの契約を解約することができます。

- 2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2) 事業者が守秘義務に反した場合
 - (3) 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - (4) 事業者が倒産した場合

(事業者の解約権)

第9条 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対し1ヶ月以上の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- 2 事業者は、前項の規定にかかわらず、利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合には、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
- 3 事業者は、前2項によりこの契約を解約する場合には、担当の介護支援専門員等に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

(契約の終了)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- (1) 第2条第2項に基づき、利用者から契約を更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合
 - (2) 第8条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
 - (3) 第6条又は第8条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合
 - (4) 第9条第1項に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
 - (5) 第7条第3項又は第9条第2項に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合
- 2 次の事由に該当する場合は、この契約は自動に終了します。
- (1) 利用者が介護保険施設へ入院又は入所した場合
 - (2) 利用者の要介護状態区分が非該当（自立）となった場合
 - (3) 利用者が死亡した場合

(秘密保持)

- 第11条 事業者及び従業者は、サービスの提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
 - 3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合又は利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる「高齢者虐待防止法」）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(損害賠償)

- 第12条 事業者は、サービスの提供に当たり、利用者又はその家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又はその家族に対して損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がないなど事業者の責に帰するべき事由がない場合はこの限りではありません。
- 2 前項の場合、利用者又はその家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

(苦情処理)

- 第13条 利用者又はその家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、「重要事項説明書」に記載された事業者の相談窓口又は関係機関に対して、苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、提供したサービスについて、利用者又はその家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。
 - 3 事業者は、利用者が苦情申立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(サービス内容等の記録の作成及び保存)

- 第14条 事業者は、サービスの提供に関する記録を作成し、サービスの完結日から2年間保存します。
- 2 前項のサービスの提供に関する記録には、以下の事項を記載するものとします。
①食事の有無・程度、②入浴、③介護事故に関する事項（誤嚥、転倒など）、

④医師の診断、⑤血圧を測定した場合の記録、⑥その他のバイタルチェックに関する事項、⑦外出

3 利用者又はその後見人（必要に応じ、利用者の家族を含む。）は、事業者に対し、いつでも前項の規定する記録の閲覧・謄写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対し、実費相当額を請求できるものとします。

(契約外条項)

第15条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

(裁判管轄)

第16条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書を2作成し、利用者又は代理人及び事業者が押印の上、各自1通ずつ保有するものとします。

年　　月　　日

利　用　者　住　所

氏　名　　　　　　　　　印

代　理　人　住　所

氏　名　　　　　　　　　印

事　業　者	所在地	千葉県千葉市中央区栄町35番地14
	名　称	株式会社 プチモンド
		代表取締役 平山 直樹

事　業　所　名	所在地	千葉県佐倉市城343番地3
	名　称	訪問介護事業所 プチモンドケア